令和８年（フ）第５９４０号
大阪市都島区東野田町４丁目17番26―309号
債務者　矢野　英治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９６７号
大阪市都島区善源寺町１丁目12番22号　アサヒ荘　202号
債務者　井上　　武
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９９５号
大阪府八尾市久宝寺６丁目８番20号
債務者　西澤　　勝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６０１５号
大阪府寝屋川市池田本町４番61号（101号）メゾン池田
債務者　山本　武龍
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３号
神奈川県平塚市南原３丁目７番３号　田園ハイツＡ203号
債務者　横溝　久登
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４６０号
神奈川県平塚市南豊田21番地の１　ベルウッド第１　203号室
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４９９号
神奈川県平塚市中原１丁目３番30―304号　グランエイト総合公園
債務者　西村　琴美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５２０号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上76番地の１　住宅型有料老人ホーム　プリミエール湯河原303
債務者　川瀬　勝則
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５５６号
神奈川県秦野市鈴張町５番４号
債務者　大槻　和子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５６１号
神奈川県厚木市棚沢185番地４　棚沢寮サンライズ柏木101Ｂ
債務者　関口　　功
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０８号
長崎県長崎市若竹町３番21―205号
債務者　大福　規夫
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１７号
長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ1019
債務者　久松　由佳
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２２号
長崎県長崎市馬町12番地１　ディノ馬町208
債務者　山内ほのか
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０４号
千葉県富里市七栄317番地
債務者　林　　優斗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第７５号
沖縄県那覇市真嘉比一丁目26番３号
破産者　ＲＡＣＣＯＯＮ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第５７５号
栃木県宇都宮市御幸本町4559番地３　ナイスアーバン御幸本町306号
破産者　佐藤　美沙
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５７号
栃木県宇都宮市下栗町1535―13　ＳＤビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地茨城県鉾田市舟木202番地22
破産者　株式会社ヒューマンリップル
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市細谷町484番地４　ハピネスホーム細谷、前住所栃木県宇都宮市白沢町1930番地５
破産者　ＴＯＰエクステリアこと　峰　　昇一
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係